

# 議 案 目 次

(令和4年3月9日提出)

議案 番号	件 名	備 考
4 9	気仙沼市議会委員会条例の一部を改正する条例制定 について	
5 0	気仙沼市議会議員定数のあり方に関する審議会設置 条例制定について	
5 1	ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決 議について	
5 2	ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議し、邦人 の安全確保と我が国への影響対策を求める意見書の 提出について	

議案第 4 9 号

気仙沼市議会委員会条例の一部を改正する条例制定  
について

別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 9 日 提出

議会運営委員会

委員長 臼 井 真 人

提案理由

市の組織機構改編に伴い，所要の改正をするものである。

## 気仙沼市条例第 号

### 気仙沼市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

気仙沼市議会委員会条例（平成18年気仙沼市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ウ中「市立病院及び市立本吉病院」を「病院事業局」に改め、同項第3号イ中「唐桑総合支所」を「総合支所」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、同号オ中「ガス水道部」を「ガス上下水道部」に改め、同号オを同号エとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第3号の改正規定（「ガス水道部」を「ガス上下水道部」に改める部分に限る。）は、令和4年4月1日から施行する。

気仙沼市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及び所管)</p> <p>第2条 議員は，少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称，委員の定数及び所管は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 民生常任委員会 8人 ア・イ 略 ウ <u>病院事業局</u>の所管に関する事項</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 8人 ア 略 イ <u>総合支所</u>の産業・建設課の所管に関する事項 (削る。)</p> <p>ウ 略 エ <u>ガス上下水道部</u>の所管に関する事項</p>	<p>(常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及び所管)</p> <p>第2条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 民生常任委員会 8人 ア・イ 略 ウ <u>市立病院及び市立本吉病院</u>の所管に関する事項</p> <p>(3) 産業建設常任委員会 8人 ア 略 イ <u>唐桑総合支所</u>の産業・建設課の所管に関する事項 ウ <u>本吉総合支所の産業課及び建設課の所管に関する事項</u> エ 略 オ <u>ガス水道部</u>の所管に関する事項</p>

議案第50号

気仙沼市議会議員定数のあり方に関する審議会設置条例制定  
について

別紙のとおり制定する。

令和4年3月9日提出

議会改革調査特別委員会  
委員長 佐藤 健治

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市議会議員定数のあり方に関する審議会設置条例（案）

（設置）

第1条 気仙沼市議会基本条例（平成23年条例第26号）第5条第8項の規定に基づく附属機関として、気仙沼市議会議員定数のあり方に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、気仙沼市議会（以下「市議会」という。）の諮問に応じ、市議会の議員定数のあり方に関する必要な事項を調査審議し、市議会に報告する。

（組織）

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市議会議長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）公共的団体等の役員及び職員
- （3）前2号に掲げる者のほか、市議会議長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市議会議長が招集し、委員の互選によって会長が定まるまでの間、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会議

の議長の決するところによる。

- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。  
(庶務)

第7条 審議会の庶務は、議会事務局において処理する。  
(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(失効)
- 2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

議案第 5 1 号

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 9 日 提出

提出者	気仙沼市議会議員	熊 谷 伸 一
賛成者	同	千 葉 慶 人
同	同	小 野 寺 修
同	同	高 橋 清 男



## ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議（案）

ロシアは2月24日、ウクライナへの軍事侵攻を開始した。この軍事侵攻は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められず、これは、欧州にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態である。更に「非核平和都市宣言」を議決した本市議会としては、核兵器の使用をほのめかすロシアの発言は、断じて容認できない。我が国はロシアに対して、より強固な経済制裁を断固行うべきである。

よって、本市議会は、ロシアに対し、厳重に抗議するとともに、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。また、政府に対し、ウクライナ在留邦人の安全確保及び我が国への影響対策について万全を尽くすよう求める。

以上、決議する。

令和4年3月9日

気 仙 沼 市 議 会

議案第 5 2 号

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議し，邦人の安全確保と我が国への影響対策を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 9 日 提出

提出者	気仙沼市議会議員	熊 谷 伸 一
賛成者	同	千 葉 慶 人
同	同	小 野 寺 修
同	同	高 橋 清 男

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議し、邦人の安全確保と我が国への影響対策を求める意見書（案）

ロシアは2月24日、ウクライナへの軍事侵攻を開始した。この軍事侵攻は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められず、これは、欧州にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがす極めて深刻な事態である。更に「非核平和都市宣言」を議決した本市議会としては、核兵器の使用をほのめかすロシアの発言は、断じて容認できない。我が国はロシアに対して、より強固な経済制裁を断固行うべきである。

よって、政府においては、ロシアに対し、厳重に抗議するとともに、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。また、ウクライナ在留邦人の安全確保及び我が国への影響対策について万全を尽くすよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月9日

宮城県気仙沼市議会議長 菅原清喜

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛  
外務大臣  
経済産業大臣  
防衛大臣